



議案第四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついで

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議
決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十五年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。